三　笠　市
子ども・子育て支援
事　業　計　画

令和２年３月

三　笠　市

はじめに

子どもたちは、一人ひとりが次代の社会の希望であり、未来を創る力です。家族の愛情や地域社会の見守りのなかで心豊かに成長していくことが、将来の担い手育成につながると考えております。

しかし、近年、少子高齢化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域のつながりの　　希薄化など、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、子育てに孤立感や　　不安感を抱く家庭も少なからず存在し、子ども・子育て支援は将来の社会の存続にかかわる重要な課題になっております。

こうした中、平成 24 年 8 月、国や市町村をあげて子どもや子育て家庭を支援する子ども・子育て関連 3 法が成立し、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が実施されました。これにより、本市においても、すべての子どもたちに良質な成育環境を保障するとともに、安心して子育てができる環境整備を進めるべく、みかさ次世代育成支援行動計画の実績等を踏まえて、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とした三笠市子ども・子育て　　支援事業計画を策定しましたが、同計画の期間満了に伴い、この基本理念を引き継いだ　「第 2 期三笠市子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年度から令和 6 年度まで)」を、今般策定するものであります。

今後は、本計画に基づき、基本理念である「緑の中で　はじける笑顔　みんなの笑顔でむすぶマチ」「みんなが　かぞく　ささえあいの輪」の実現に向け、子ども・子育て支援の更なる充実を図ってまいりますので、引き続き皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、市民アンケートにご協力いただきました市民の皆様、計画策定にご尽力いただきました三笠市子ども・子育て会議委員の皆様を始め、関係各位に対し、心から感謝を申し上げます。

令和 2 年 3 月

三笠市長　西　城　賢　策

も　く　じ

はじめに

第Ⅰ章　三笠市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり　1
1．支援事業計画策定の背景･趣旨　1
2．支援事業計画の位置付け　1
3．支援事業計画の期間　1
4．支援事業計画策定の体制　1

第Ⅱ章　三笠市の現状　2
1．少子化の現状　2
1-1 人口の推移　2
1-2 出生数の推移　3
1-3 合計特殊出生率　3
1-4 婚姻率と離婚率　4
2．家庭を取り巻く状況　4
2-1 世帯の推移　4
2-2 産業別就業人口の推移　5
2-3 女性の就労状況　6
3．子育ての状況　7
3-1 保育サービスについて　7
3-2 児童館サービスについて　7
4．母子保健事業及び母子栄養改善事業の状況　8
5．教育施設の現状　9
6．子どもの児童虐待・各種相談の状況　10
7．既存関連計画　11
8．児童人口の将来推計　11

第Ⅲ章　当事者ニーズと現状課題　12
1．アンケート調査結果から　12
1-1 調査の実施　12
1-2 アンケート調査結果　12
1-3 課題の抽出　13・14

第Ⅳ章　計画の基本的な考え方　15
1．基本理念　15

1-1 基本的な視点 15
2．基本目標 16
3．事業計画の推進体系 17

第Ⅴ章　基本目標 18
1．施策事業の目標 18
『施策の目標１　安心して産み育てるための支援』 18
1-1 安全な妊娠、出産のために 18
1-2 子どもと母親の健康のために 18
1-3 小児医療の確保 19
1-4 思春期保健対策 19
1-5 不妊治療対策の推進 19
1-6 「食育」の推進 19
『施策の目標２　みんなで健やかな子育て支援』 20
2-1 地域での支援 20
2-2 施設での支援 21
2-3 情報の提供 21
2-4 ワーク・ライフ・バランスの推進 21
2-5 経済的支援 22
2-6 職場における支援 22
2-7 保育サービスの充実 22
2-8 児童虐待及びＤＶ防止対策の充実 23
2-9 ひとり親家庭の自立支援 23
2-10 障がい児施策の充実 23
2-11 余裕教室・空き教室等の有効活用 24
2-12 専門的人材を認定・登録 24
『施策の目標３　健全な成長のための支援』 25
3-1 子どもの権利の保護 25
3-2 体験機会の拡大 25
3-3 魅力ある学校教育 25
3-4 相談窓口の充実 26
3-5 有害環境対策の推進 26
3-6 幼保一元化の推進 26
3-7 スポーツ環境充実の支援 27
『施策の目標４　みんなが見守る子ども等の安全と生活環境の整備』 28
4-1 快適な生活空間の確保 28
4-2 子どもの安全確保 29
『施策の目標５　幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保』 30
5-1 教育・保育提供区域の設定 30

5-2 幼児期の学校教育・保育 30
5-3 地域子ども・子育て支援事業 30
5-4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供 30
5-5 子どものための教育・保育給付の実施 31
5-6 子育てのための施設等利用給付の実施 31

第Ⅵ章　推進目標 32
1．安心して産み育てるための支援 32
(1)安全な妊娠、出産のために 32
(2)子どもと母親の健康のために 32
(3)小児医療の充実 33
(4)思春期保健対策 33
(5)不妊治療対策の推進 33
(6)食育の推進 33
2．みんなで健やかな子育て支援 34
(1)地域での支援 34
(2)施設での支援 34
(3)情報の提供 34
(4)経済的な支援 35
(5)職場における支援 35
(6)保育サービスの充実 36
(7)児童虐待及びＤＶ防止対策の充実 36
(8)ひとり親家庭の自立支援 36
(9)障がい児施策の充実 37
(10)余裕教室・空教室等の有効活用 37
(11)専門的人材を認定・登録 37
3．健全な成長のための支援 38
(1)子どもの権利の保護 38
(2)体験機会の拡大 38
(3)魅力ある学校教育 38
(4)相談窓口の充実 39
(5)有害環境対策の推進 39
(6)幼保一元化の推進 40
(7)スポーツ環境充実の支援 40
4．みんなが見守る子ども等の安全と生活環境の整備 41
(1)快適な生活空間の確保 41
(2)子どもの安全確保 41
5．幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 42
(1)教育・保育提供区域の設定 42

（2）幼児期の学校教育・保育（施設、地域型保育事業） 42
（3）地域子ども・子育て支援事業 42
（4）幼児期の学校教育・保育の一体的提供 43

第Ⅶ章　幼児期の学校教育・保育提供サービスの充実 44
1．教育・保育提供区域の考え方 44
2．教育・保育提供区域の設定 44・45
3．量の見込み 46
4．提供体制の確保と実施時期 46
5．認定こども園の普及等に係る取組み 47

第Ⅷ章　地域子ども・子育て支援事業の充実 48
1．利用者支援事業 48
2．地域子育て支援拠点事業 48
3．妊婦一般健康診査 49
4．乳児家庭全戸訪問事業 50
5．養育支援訪問事業・その他要保護児童等の支援に資する事業 50
6．子育て短期支援事業 51
7．ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） 52
8．一時預かり事業 52
9．時間外（延長）保育事業 53
10．病児・病後児保育事業 54
11．放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 55
12．実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規） 56
13．多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規） 56

第Ⅸ章　計画の推進 57
1．点検、評価 57
2．推進体制 57

資　料　編
ⅰ．三笠市子ども・子育て会議条例 58～59
ⅱ．三笠市子ども・子育て会議委員名簿 60
ⅲ．三笠市子ども・子育て支援事業計画策定での検討経過 61
ⅳ．子ども・子育て支援法（抜粋） 62～64
ⅴ．子ども・子育て支援新制度に関する用語定義 65～67

別　冊
三笠市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査集計報告書 別 1～42